

大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例をここに公布する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第31号

大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 大阪広域水道企業団議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議員の議員報酬の額は、次の表のとおりとする。

| 区分  | 議員報酬の額(日額) |
|-----|------------|
| 議長  | 15,000円    |
| 副議長 | 14,000円    |
| 議員  | 13,000円    |

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議員が、次の各号に掲げる活動を行った場合に、日数に応じてその都度支給する。

- (1) 定例会、臨時会、委員会その他の議会の会議への出席
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項の規定に基づく派遣

2 議員が前項各号に掲げる活動を同一日に行った場合においては、議員報酬は、重複して支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)(日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。)に定める指定職の職務にある者相当額とする。

(費用弁償の支給方法)

第5条 議員の費用弁償の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。